

医政支発0926第1号  
平成26年9月26日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局医療経営支援課長  
（公 印 省 略）

社団たる医療法人と財団たる医療法人の合併について

医療法人の合併については、医療法（昭和23年法律第205号）第57条等に基づき、各都道府県において運用されているところであるが、本年6月25日に公布された地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）のうち医療法人の合併に関する規定については、本年10月1日から施行されることとなった。これに伴い、「医療法人の合併について（平成24年医政指発第0531第2号厚生労働省医政局指導課長通知）」の一部を別添のとおり改正し、平成26年10月1日から適用することとしたので、御了知の上、適正な運用に努められたい。

(別添)

「医療法人の合併について（平成 24 年医政指発 0531 第 2 号）」の一部改正

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p>第 1 (略)</p> <p>第 2 合併の手続 (略)</p> <p>1 合併決議及び認可（法第 57 条関係）</p> <p>(1) 社団たる医療法人にあつては、総社員の同意があるときに限り、他の社団たる医療法人又は財団たる医療法人と合併をすることができること。</p> <p>(2) 財団たる医療法人にあつては、寄附行為に合併することができる旨の定めがある場合に限り、他の社団たる医療法人又は財団たる医療法人と合併をすることができること。なお、財団たる医療法人が合併をするには、理事の三分の二以上の同意がなければならないが、寄附行為に別段の定めがある場合は、この限りでないこと。</p> <p>(3) <u>合併後存続する医療法人又は合併により設立する医療法人については、合併をする医療法人が社団たる医療法人のみである場合にあつては社団たる医療法人、合併をする医療法人が財団たる医療法人のみである場合にあつては財団たる医療法人でなければならないこと。</u></p> <p>(4)・(5)</p> <p>2 合併の認可の申請（医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号。以下「規則」という。）第 35 条関係）</p>	<p>第 1 (略)</p> <p>第 2 合併の手続 (略)</p> <p>1 合併決議及び認可（法第 57 条関係）</p> <p>(1) 社団たる医療法人にあつては、総社員の同意があるときに限り、他の社団たる医療法人と合併をすることができること。</p> <p>(2) 財団たる医療法人にあつては、寄附行為に合併することができる旨の定めがある場合に限り、他の財団たる医療法人と合併をすることができること。なお、財団たる医療法人が合併をするには、理事の三分の二以上の同意がなければならないが、寄附行為に別段の定めがある場合は、この限りでないこと。</p> <p>(新規)</p> <p>(3)・(4)</p> <p>2 合併の認可の申請（医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号。以下「規則」という。）第 35 条関係）</p>

<p>(1) (略)</p> <p>(2) 合併前の医療法人のいずれもが持分の定めのある医療法人である場合であって、合併後いずれかの医療法人が存続するときに限り、合併後存続する医療法人の定款において、残余財産の帰属すべき者として国若しくは地方公共団体又は医療法人その他の医療を提供するものであって、厚生労働省令で定めるもの以外の者を規定することができること。</p> <p>したがって、次の場合においては、合併後は、持分の定めのない医療法人となること。</p> <p>① 合併前の医療法人のいずれもが持分の定めのない医療法人である場合</p> <p>② 合併前の医療法人のいずれかが持分の定めのない医療法人である<u>る</u>り、<u>それ以外が持分の定めのある医療法人である場合</u></p> <p>③ 合併前の医療法人のいずれもが持分の定めのある医療法人であって、合併により新たに医療法人を設立する場合</p> <p>3 (略)</p> <p>第3～第7 (略)</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 合併前の医療法人のいずれもが持分の定めのある医療法人である場合であって、合併後いずれかの医療法人が存続するときに限り、合併後存続する医療法人の定款において、残余財産の帰属すべき者として国若しくは地方公共団体又は医療法人その他の医療を提供するものであって、厚生労働省令で定めるもの以外の者を規定することができること。</p> <p>したがって、次の場合においては、合併後は、持分の定めのない医療法人となること。</p> <p>① 合併前の医療法人のいずれもが持分の定めのない医療法人である場合</p> <p>② 合併前の医療法人のいずれかが持分の定めのない医療法人である場合</p> <p>③ 合併前の医療法人のいずれもが持分の定めのある医療法人であって、合併により新たに医療法人を設立する場合</p> <p>3 (略)</p> <p>第3～第7 (略)</p>
---	--